

## 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 4年 8月 2日  
長野県伊那文化会館長

### 1 入札に付する事項

#### (1) 業務名

長野県伊那文化会館 ベーゼンドルファーピアノ改修

履行期間 令和4年12月19日から令和5年3月30日まで

#### (2) 履行場所

長野県伊那市西町5776

長野県伊那文化会館

#### (3) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

#### (1) 入札説明書の2の資格を有する者。

#### (2) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件業務の仕様の策定に直接関与していない者であること。

#### (3) 長野県の競争入札参加資格の営業品目が楽器(2-2)の項目において、製造の請負もしくはその他における等級が「A」又は「B」に格付けを有する者であること。

### 3 入札説明書の交付、交付期間及び交付場所並びに契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

#### (1) 入札説明書の交付

本公告に係る入札に参加しようとする者の申し出により、入札に参加する者1人に対し1部を無償で交付します。また、ホームページでダウンロードすることができます。

#### (2) 入札説明書の交付期間

令和4年8月2日(火)から令和4年8月12日(金)まで(休館日を除く)の毎日午前9時から午後5時まで

#### (3) 入札に関する交付先、提出先、照会先及び問い合わせ先

長野県伊那市西町5776

長野県伊那文化会館 総務課

電話 0265(73)8822

### 4 入札手続等

#### (1) 契約手続き等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札提出の期限及び場所

ア 日時 令和4年8月19日(金) 午前10時00分

イ 場所 長野県伊那文化会館

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年8月19日(金) 午前10時00分

イ 場所 長野県伊那文化会館

ウ 開札は入札参加者が出席できるものとします。この場合において、予定価格に達した価格の入札が無いときは、直ちに再度の入札を行いますので、開札に立ち会うことができない入札参加者は、再度の入札を辞退したとみなします。

(4) 郵便入札の可否

郵便による入札を受け付けます。なお、一般書留もしくは簡易書留のいずれかの方法により、提出期限までに到達するよう送付してください。また二重封筒とし、中封筒には封かんの上、「業務名」、「社名」、「担当者名」を記入してください。上記4(2)の時間までに必着とし、時間を過ぎた場合の入札書は無効となります。

(5) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和4年8月12日(金)午後5時までに前記3の(3)の場所に持参又は郵送にて提出してください。(当日必着、質問書のある場合も同様に提出する)

この場合において、必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明しなければなりません。

(6) 入札保証金

地方自治法施行令(以下政令)第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、長野県財務規則(以下規則)第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 契約保証金

政令167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、入札説明書4(2)による担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書によります。

(参考法令)

長野県財務規則

(入札保証金)

**第126条** 政令第167条の7第1項に規定する規則で定める入札保証金の率は、入札しようとする者の見積る金額の100分の5(インターネットを利用して行う県が所有する財産の売払に係るものにあつては、予定価格の100分の10)以上とする。

2 政令第167条の7第2項の規定による知事が确实と認める担保は、次の各号に掲げるものとし、その担保の価値は、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、担保が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えたものでなければならない。

(1) 国債又は地方債 政府二納ムベキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件(明治41年勅令第287号)の例による金額

(2) 特別の法律による法人の発行する債券 額面又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の8割に相当する金額

(3) 金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形 手形金額又は保証する金額(当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以後の日であるときは、当該入札保証金を納付すべき日の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に応ずる金額)

(4) 金融機関の保証する小切手 保証する金額

(5) 金融機関がする保証 保証する金額

(6) インターネットを利用して行う県の所有する財産の売払に係るシステムを管理する事業者がする保証 保証する金額

一部改正[平成7年規則43号・19年14号・20年22号]

**第127条** 予算執行者は、入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。ただし、落札者が契約を締結しないときは、納付させないこととした金額に相当する金額を徴収する旨を入札の条件としておかななければならない。

(1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、入札に参加しようとする者が、次に掲げるいずれかに該当する者であつて、契約を締結しないこととなるおそれがないものであると認められるとき。

ア 過去2年間に国若しくは地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたつて誠実に履行した実績を有する者又はこれに準ずる実績を有する者

イ 知事が指定する入札に参加しようとする者で政令第167条の5第1項の規定により定めた資格を有するもの  
一部改正[昭和52年規則8号・平成12年45号・16年46号]

(入札の無効)

**第129条** 次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

(1) 参加資格のない者の入札した入札書

(2) 同一人が入札した2通以上の入札書

(3) 入札人が協定して入札した入札書

(4) 金額その他記載事項が明らかでない入札書

(5) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

(契約保証金)

**第 142 条** 政令第 167 条の 16 第 1 項に規定する規則で定める契約保証金の率は、契約金額(インターネットを利用して行う県が所有する財産の売払に係るものにあつては、予定価格)の 100 分の 10 以上とする。

2 第 126 条第 2 項の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、同項中「政令第 167 条の 7 第 2 項」とあるのは「政令第 167 条の 16 第 2 項において準用する政令第 167 条の 7 第 2 項」と、同項第 5 号中「金融機関がする保証」とあるのは「金融機関がする保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社がする保証」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成 7 年規則 43 号・19 年 14 号〕

**第 143 条** 予算執行者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。ただし、契約人が契約を履行しないときは、納付させないこととした金額に相当する金額を徴収する旨を契約の条件としておかなければならない。

- (1) 契約人が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約人から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約人が過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。
- (4) 契約人が法令に基づき、延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。
- (5) 契約人が第 144 条の規定による契約保証人を立てたとき。
- (6) 物品を売り払う契約を締結する場合において、契約人が売払代金を即納するとき。
- (7) 契約金が 100 万円未満であり、かつ、契約人が契約を確実に履行するものと認められるとき。
- (8) 国若しくは公社、公団、公庫等の政府関係機関又は地方公共団体若しくは公共団体と契約するとき。

一部改正〔昭和 52 年規則 8 号・57 年 38 号・平成 7 年 43 号・12 年 45 号・57 号〕

地方自治法施行令

**第 167 条の 5** 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない。

(一般競争入札の入札保証金)

**第 167 条の 7** 普通地方公共団体は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の入札保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定による入札保証金の納付は、国債、地方債その他普通地方公共団体の長が確実と認める担保の提供をもつて代えることができる。

**第 167 条の 16** 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。

2 第 167 条の 7 第 2 項の規定は、前項の規定による契約保証金の納付についてこれを準用する。